

(仮称) 岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に関する

基本協定 (案)

平成20年[]月[]日

目次

第1条（目的）	1
第2条（特定事業契約）	1
第3条（甲及び乙の義務）	1
第4条（SPCの設立等）	1
第5条（株式の譲渡）	2
第6条（業務等の委託及び請負）	2
第7条（特定事業契約の締結等）	2
第8条（準備行為等）	3
第9条（特定事業契約不調の場合の処理）	3
第10条（秘密保持）	3
第11条（準拠法及び管轄裁判所）	4
別紙1 出資者保証書の様式.....	5

(仮称) 岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に関する基本協定

(仮称) 岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関し、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「甲」という。）と本件事業の落札者である[]グループ（以下「乙」という。）の構成企業である[], []…及び[]は、次の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定したことを確認し、第2条に定める各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

(特定事業契約)

第2条 本件事業の特定事業契約は以下の3つの契約から構成される。

- (1) (仮称) 岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に関する基本契約（以下「基本契約」という。）
- (2) (仮称) 岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に関する設計建設工事請負契約（以下「設計建設工事請負契約」という。）
- (3) (仮称) 岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に関する運営・維持管理委託契約

(甲及び乙の義務)

第3条 甲及び乙は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、特定事業契約締結のための協議に当たっては、岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業者選定審査委員会の意見及び甲の要望事項を尊重するものとする。

(SPCの設立等)

第4条 乙は、本協定締結後、速やかに釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかを本店所在地として本件事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という）を設立し、平成[]年[]月[]日までに、SPCに係る商業登記の現在事項全部証明書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項のSPCの設立に当たっては、乙の構成企業はすべてSPCに出資しなければならない。乙を代表する構成企業[]（以下「代表企業」という。）の出資比率は出資者中最大でなければならない。
- 3 乙の構成企業以外の者が、SPCに出資することはできないものとする。
- 4 乙は、SPCの取締役が選任され、又は改選された場合、SPCをしてこれを甲に報告させるものとする。

5 特定事業契約期間中において、乙の構成企業は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本件事業の安定的遂行及びサービス基準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は出資比率の変更について協議に応じることができる。

6 乙は、構成企業が設計建設工事請負契約を締結するために共同企業体を結成する場合は、その結成後特定事業契約の仮契約締結前に、甲の指定する特定建設工事共同企業体協定書を締結せしめ特定建設工事共同企業体編成表を作成させて、それらの書類の写しを、甲に提出するものとする。

7 乙の構成企業中、前項の共同企業体を結成する者は、設計建設工事請負契約の履行につき共同連帯して責任を負う。

(株式の譲渡)

第5条 S P Cの株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。なお、乙は、甲が S P C の株式に担保権を設定することに異議を申し立てず、必要な協力を行うものとする。

(業務等の委託及び請負)

第6条 乙は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ受託し、又は請け負わせるものとする。

- (1) 設計に係る業務 []
- (2) 建設工事に係る業務 []
- (3) 運営・維持管理に係る業務 []

2 乙は、前項に規定する業務を受託し、又は請け負う者（以下この条において「受託者等」という。）と甲又はS P Cとの間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等の写し又は受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、第1項の規定により甲又はS P Cから受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(特定事業契約の締結等)

第7条 甲及び乙は、特定事業契約に係る[仮契約／契約]を、本協定の締結日から平成20年[]月[]日までの間に、甲、乙の構成企業及びS P Cの間で同日において締結させるものとする。但し、特定事業契約に係る[仮契約／契約]の締結前に、本件事業の入札手続きに関して、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、特定事業契約に係る[仮契約／契約]を締結せず又は当該契約を成立させないことができる。この場合、乙は、甲の請求があり次第、乙の本件事業についての入札価格の10分の1に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、当該乙の賠償義務も連帯義務

とする

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ同条第 6 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかった場合。
- (2) 独占禁止法第 50 条第 1 項の納付命令を受け、かつ同条第 4 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかった場合。
- (3) 独占禁止法第 52 条第 4 項の規定により審判請求を取り下げた場合。
- (4) 独占禁止法第 66 条第 1 項から第 3 項までに規定する審決（同条第 3 項の規定により原処分を全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかった場合。
- (5) 独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定した場合。
- (6) 自ら又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条の刑が確定した場合。
- (7) 本件事業の落札者決定までの期間において、審査委員等の本件事業の入札手続き関係者と不正な接触等を行っていたことが発覚した場合。

2 甲及び乙は、特定事業契約締結後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。

3 乙は、S P C と甲との間で特定事業契約が締結された後、速やかに、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとする。

（準備行為等）

第 8 条 特定事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において本件事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、特定事業契約締結後、特定事業契約の当事者となる乙の構成企業及び S P C に速やかに引き継ぐものとする。

（特定事業契約不調の場合の処理）

第 9 条 第 7 条第 1 項但書の定める場合を除き、事由のいかんを問わず特定事業契約の締結に至らなかった場合は、甲及び乙は、本件事業の準備に関して自ら既に支出した費用を各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（有効期間）

第 10 条 本協定は、本協定の締結日から特定事業契約が成立した日までの期間において有効とし、当事者を法的に拘束するものとする。但し、特定事業契約が締結に至らなかった場合には、特定事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。

（秘密保持）

第 11 条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関

する資金調達に必要として開示する場合はこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を[]通作成し、甲及び[]グループの構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年[]月[]日

甲：

岩手県釜石市只越町三丁目9番13号
岩手沿岸南部広域環境組合
管理者

乙：

代表企業

構成員

構成員

構成員

別紙1 出資者保証書の様式

平成 [] 年 [] 月 [] 日

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者
[] 様

出 資 者 保 証 書

岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）と〔SPC名称〕（以下「SPC」という。）との間で、平成 [] 年 [] 月 [] 日付で締結された（仮称）岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関する基本契約書（以下「本契約」という。）に関して、落札者である []、[] 及び []（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、下記の事項を組合に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 SPCが、平成 [] 年 [] 月 [] 日に、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点におけるSPCの発行済株式の総数は、[] 株であること。
(2) SPCの株式のうち、[] 株は [] が、[] 株は [] が、[] 株は [] がそれぞれ保有すること。
- 3 組合がSPCに対する債権を担保することを目的として、当社らが保有するSPCの株式を組合らに対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、何らの異議も述べないこと。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時までSPCの株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定、株式持分比率の変更となる行為その他一切の処分を行わないこと。

以上

[]
代表者

[]
代表者

[]
代表者